

★下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所

★むつ地区家畜衛生推進協議会



獣医師及び家畜人工授精師の皆さまへ

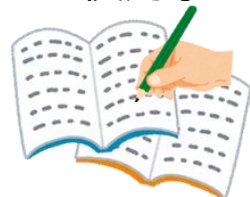
家畜人工授精関係の法令遵守を徹底しましょう！

令和2年10月に改正された法令遵守の徹底を図るため、国が主体となり全ての家畜人工授精所に対する立入検査を実施しています。

立入検査では、人工授精所運営状況や法律に基づく記録、精液等の管理状況について現地確認が行われます。和牛遺伝資源2法に基づく家畜人工授精及び受精卵移植業務について、今一度確認をお願いします↓↓

精液等と精液証明書等の一体的な取り扱い

- ・対応するストローとラベルがどちらか一方しかないものは使用禁止
- ・ラベルの裏書についても譲受等を記載



授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付

- ・人工授精や受精卵移植後、関係する事項を家畜人工授精簿に正確に記録し、5年間保存
- ・注入した精液または移植した受精卵に対応するラベルは、授精・移植証明書を交付するまで家畜人工授精簿に添付し、容器は適正に保管

授精証明書の適切な交付

- ・注入した精液または受精卵に対応したラベルを貼付するほか、ラベルと容器の種雄牛名・精液採取年月日が合致しているか確認する



牛飼養者の皆さまへ

家畜人工授精師等に人工授精及び移植を依頼する場合、注入する精液、受精卵、対象牛を自身でも確認してください。対象牛の取違いや注入した精液の認識違い等により、**血統矛盾が生じ、子牛登記ができない場合があります。**

**飼養している家畜に異状が見られた場合には、直ちに
獣医師、または家畜保健衛生所にご連絡ください。**

★むつ家畜保健衛生所

電話：0175-22-1254

FAX：0175-22-1259

夜間及び休日の連絡先：090-5841-6810